

東三河都市計画道路の変更(新城市決定)

1. 都市計画道路中3・3・202号栄町線を3・3・203号亀姫通り線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・203	亀姫通り線	新城市字町並	新城市字西入船	-	約130m	地表式	2車線	25m	幹線街路と平面交差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

県道網及び市道網との整合を図るため、3・3・202号栄町線を3・3・203号亀姫通り線に名称を改め、起点及び延長を変更するものである。